

介護老人保健施設こもれび

利用料金のご案内

介護予防通所リハビリテーション

【介護保険基本単位】			
料金①		要支援1	要支援2
	基本部分(1月につき)	2,268 単位/月	4,228 単位/月
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき)	88 単位/月	176 単位/月
	利用を開始した日の属する月から起算して 12月を超えた期間に利用した場合	-120 単位/月	-240 単位/月
	【必要に応じて加算される基本単位】		
	若年性認知症利用者受入加算	240 単位/1月につき	
	科学的介護推進体制加算	40 単位/1月につき	
	口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位/1月につき	
	口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位/1月につき	
	*介護職員等処遇改善加算 Iロ	基本単位の合計に11.1%を乗じた単位が加算	

  

介護保険基本と基本加算	必要時加算	利用日数	月単位加算	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	地域区分※	負担割合	保険分		
{ (	+	) ×	日 +	} ×	11.1%	×	10.33	×	=

※地域区分について、亀岡市(6級地)は1単位=10.33円で換算されます。

【その他利用料】					
料金②	食費	720 円/1回につき	教養娯楽費	75 円/1日につき	
	日用品費	75 円/1日につき	尿取りパット	30 円/1枚につき	
	リハビリパンツ	100 円/1枚につき			
その他の利用料		利用日数	合計		
(		) ×	(	日)	=

合計	1ヵ月約				
料金①	(	) +	料金②	(	) =

・実際の精算時には端数処理により金額に若干の違いが生じますので、あらかじめご了承ください。